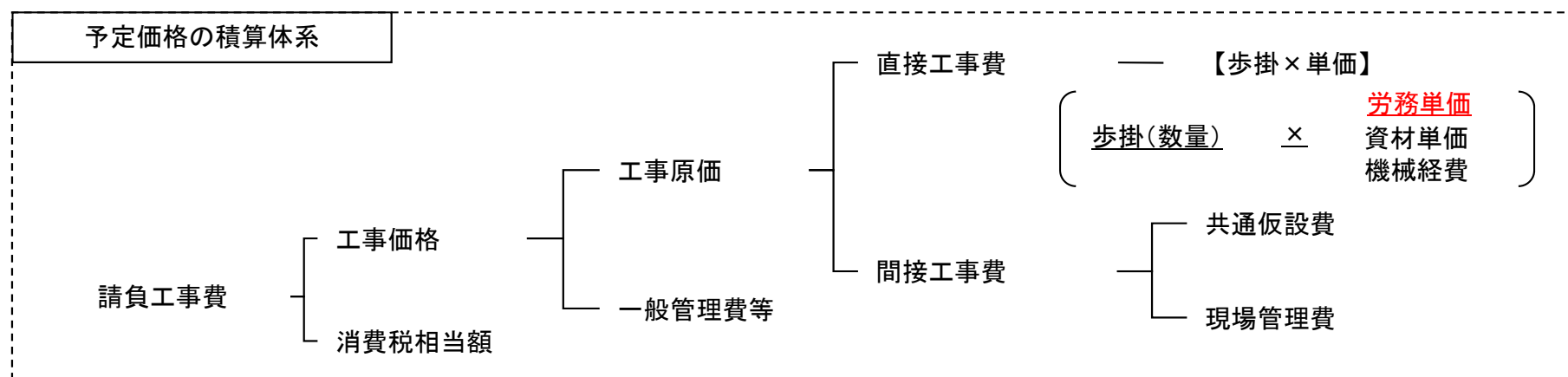


参考資料

公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価(国、地方公共団体、独法等が積算に利用)
※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- **設定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者等(約20万人)の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として年1回設定。



実勢価格を反映した労務単価の設定

- **岩手県・宮城県・福島県における公共工事設計労務単価**:

被災地において建設労働者等の賃金の急激な変動が見られ、現在の公共工事設計労務単価が「取引の実例価格」と言えない状況が発生していること、被災3県において不調・不落が多発しており、労務単価の見直しが求められていることから、建設企業への調査や統計調査の結果等(現時点で得られる被災地の労務費の実態を表わす調査すべて)を活用した最新月への補正係数を算出し、現在の設計労務単価に乗じて補正した単価を、平成24年2月、6月に設定している。

- ◆国土交通省では建設業の社会保険の加入徹底に向けた対策を検討しており、関係業界団体・労働者団体等で構成する検討会において、法定福利費については、「発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積等から適正に考慮するよう徹底する」とこととされた（平成24年2月「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」取りまとめ）。
- ◆国土交通省直轄土木工事における現在の積算では、実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されているが、本来事業者が負担すべき法定福利費（事業主負担分）の額について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施。（国土交通省土木工事標準積算基準書）

見直しの結果

| | 現場管理費に占める法定福利費の割合 | | 予定価格への影響 |
|----------|-------------------|--------|----------|
| | 見直し前 | 見直し後 | |
| 21工事区分平均 | 18.75% | 22.07% | 0.80% |

※予定価格への影響は、各工種区分毎の平均工事価格（直接工事費）で算出。

- ◆見直し後の現場管理費率の適用は、平成24年4月1日以降入札する工事から適用する。

総合評価落札方式適用の見直し(二極化)(案)

現状

| | 簡易型 | 標準型 | 高度技術提案型 | | | |
|---------------------------------|---|---|---|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 提案内容 | 企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合 | 発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合 | <table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table> | 高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 | 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 | 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 |
| 高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 | 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 | 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 | | | | |
| 評価方法 | 確実な施工に資する簡易な施工計画 | 社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案 | <table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</td> <td></td> </tr> </table> | 高度な施工技術等に係る提案 | 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案 | |
| 高度な施工技術等に係る提案 | 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案 | | | | | |
| ヒアリング | | 点数化して評価 必要に応じ実施 | | | | |
| 予定価格 | | 設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成 | 技術提案に基づき予定価格を作成 | | | |
| | | II型 | III型 II型 I型 | | | |

高度技術提案型適用対象工
事
しているが、標準型を適用

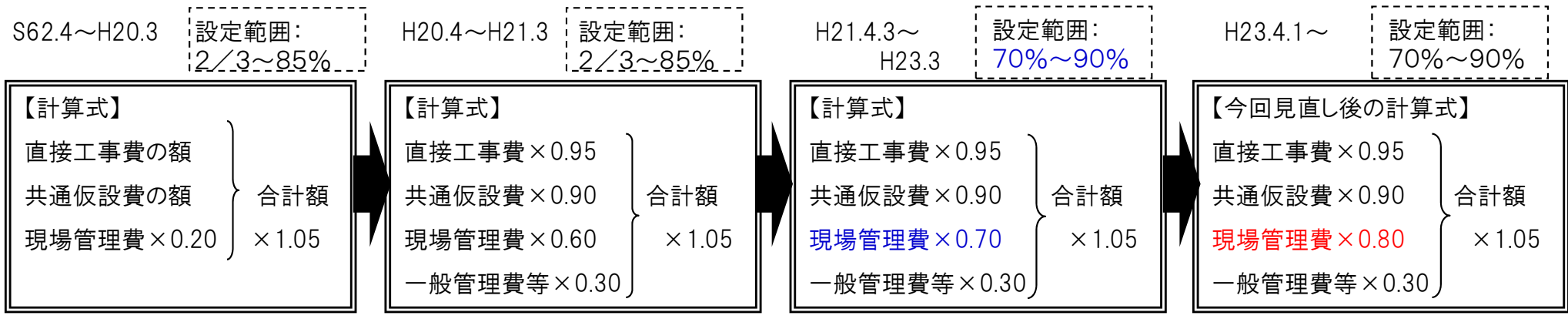


見直し案

| | ← 施工能力を評価する | → 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する | | | | | | |
|--|---|--|---|---|---|--|-------------------------------|-------------------------|
| | 施工能力評価型(仮称) | 技術提案評価型(仮称) | | | | | | |
| 提案内容 | <table border="1"> <tr> <td>企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事</td> <td>企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事</td> </tr> </table> | 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事 | 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事 | <table border="1"> <tr> <td>施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合</td> <td>部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table> | 施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合 | 部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 | 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 | 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 |
| 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事 | 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事 | | | | | | | |
| 施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合 | 部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 | 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 | 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 | | | | | |
| 評価方法 | 実績で評価 | <table border="1"> <tr> <td>施工上の工夫等に係る提案</td> <td>部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</td> </tr> </table> | 施工上の工夫等に係る提案 | 部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案 | 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案 | | | |
| 施工上の工夫等に係る提案 | 部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案 | 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案 | | | | | | |
| ヒアリング | 実施しない | <table border="1"> <tr> <td>WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施</td> <td>必須</td> </tr> </table> | WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施 | 必須 | | | | |
| WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施 | 必須 | | | | | | | |
| 段階選抜 | 実施しない | <table border="1"> <tr> <td>WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施</td> <td>必須※2</td> </tr> </table> | WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施 | 必須※2 | | | | |
| WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施 | 必須※2 | | | | | | | |
| 予定価格 | 標準案に基づき作成 | <table border="1"> <tr> <td>標準案に基づき作成</td> <td>技術提案に基づき作成</td> </tr> </table> | 標準案に基づき作成 | 技術提案に基づき作成 | | | | |
| 標準案に基づき作成 | 技術提案に基づき作成 | | | | | | | |
| | II型 | S型 AIII型 AII型 AI型 | | | | | | |

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

低入札価格調査における基準価格の引き上げの経緯(国土交通省発注工事)



都道府県における最低制限価格等の見直し状況(H23.11.1現在)

※都道府県の38団体において、平成23年4月の国交省の計算式と同等水準以上にいずれかの見直しを実施

(最低制限価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **10団体**(北海道、栃木県、新潟県、和歌山県、鳥取県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
- ・23年4月公契連モデルを準用又は同水準: **20団体**(青森県、秋田県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、兵庫県、奈良県、島根県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県)

(低入札価格調査基準価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **8団体**(北海道、宮城県、山形県、栃木県、新潟県、佐賀県、宮崎県、沖縄県)
- ・23年4月公契連モデル準用又は同水準: **27団体**(青森県、秋田県、岩手県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県)

指定都市における最低制限価格等の見直し状況(H23.9.1現在)

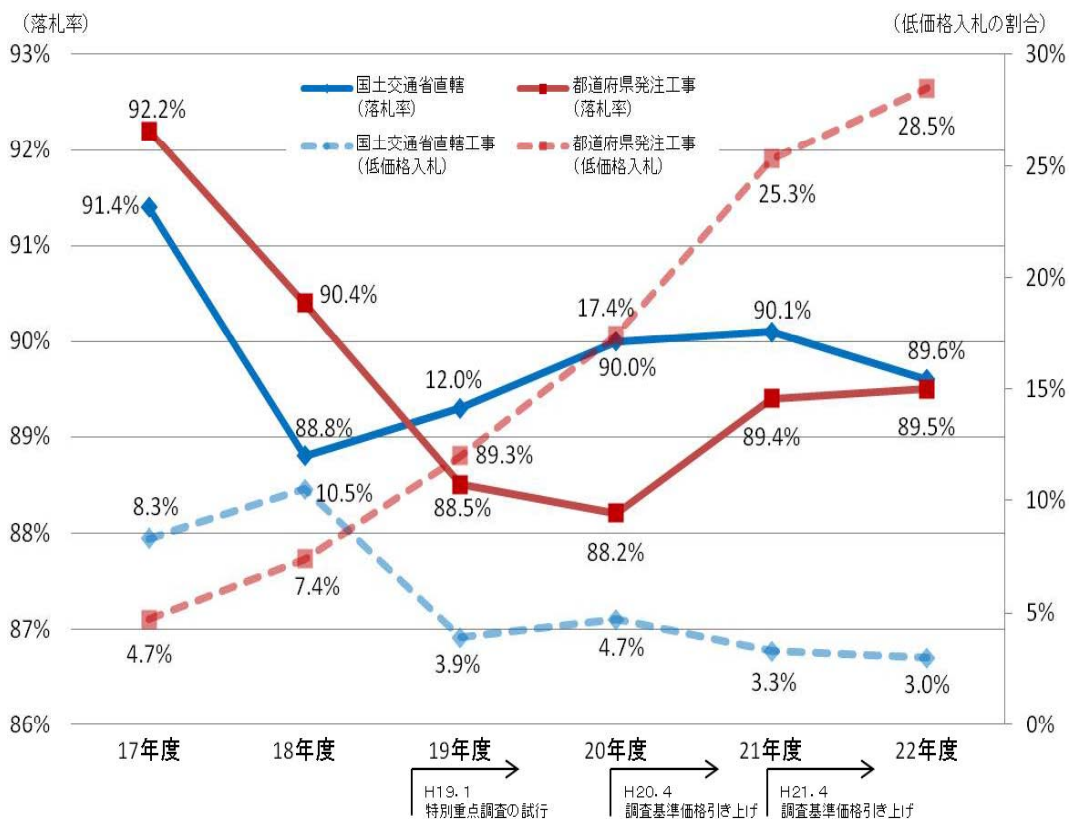
※指定都市の10団体(52.6%)において、平成23年4月の国交省の計算式と同等水準以上にいずれかの見直しを実施

(最低制限価格) (低入札価格調査基準価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **2団体**(札幌市、さいたま市)
 - ・23年4月公契連モデルを準用又は同水準: **8団体**(千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、北九州市)
- ※堺市(10月～)

国土交通省直轄工事及び都道府県発注工事における落札率及び低価格入札の発生率の推移

○都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



- ※1 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合
- ※2 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事(平成17年度までは港湾空港関係除く)
- ※3 低価格に入札の発生率国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事(港湾空港関係除く)

最低制限価格制度等の導入状況 (H23.9.1現在)

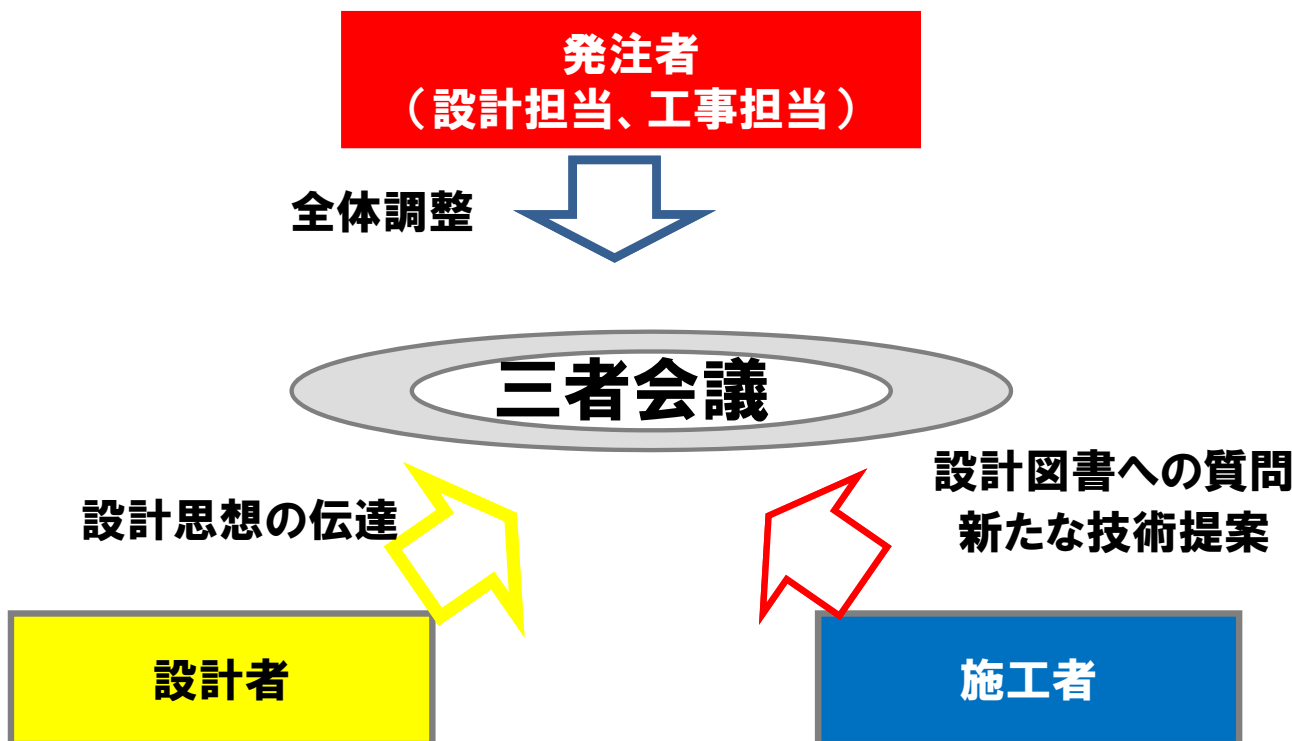
- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を併用
42都道府県(89.4%)、19政令市(100%)、440市区町村(25.6%)
- 低入札価格調査制度のみ導入
5県(10.6%)、163市区町村(9.5%)
- 最低制限価格制度のみ導入
865市区町村(50.2%)
- いずれの制度も未導入
254市区町村(14.8%)

予定価格の事後公表への移行状況 (H23.9.1現在)

| 対象 | 事後公表のみ | 事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。 | 事前公表のみ |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------------|-------------|
| ○都道府県における移行状況 | (H22.9.1) ⇨ (H23.9.1) 11団体 (+2) | 16団体 (±0) | 20団体 (△2) |
| ○政令指定都市における移行状況 | (H22.9.1) ⇨ (H23.9.1) 3団体 (+1) | 10団体 (△1) | 6団体 (±0) |
| ○市区町村における移行状況 | (H22.9.1) ⇨ (H23.9.1) 470団体 (+40) | 232団体 (△16) | 830団体 (△55) |

・三者会議とは、

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取り組み



※工事着手前



- 【H12年度】 中国地方整備局において試行
- 【H19年度】 約1,500件で実施
- 【H20年度】 約2,000件で実施
- 【H21～24年度】 重要構造物全てで実施

やりとりの例

- ・設計の考え方の説明（設計者）
- ・照査結果の報告（施工者）
- ・関係機関との調整状況等（発注者）

地域維持型契約方式の活用 (入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ
(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ
(A工区 + B工区)



(従来の担い手)
地域の

- 単体企業
- 共同企業体(経常JV)
- 事業協同組合

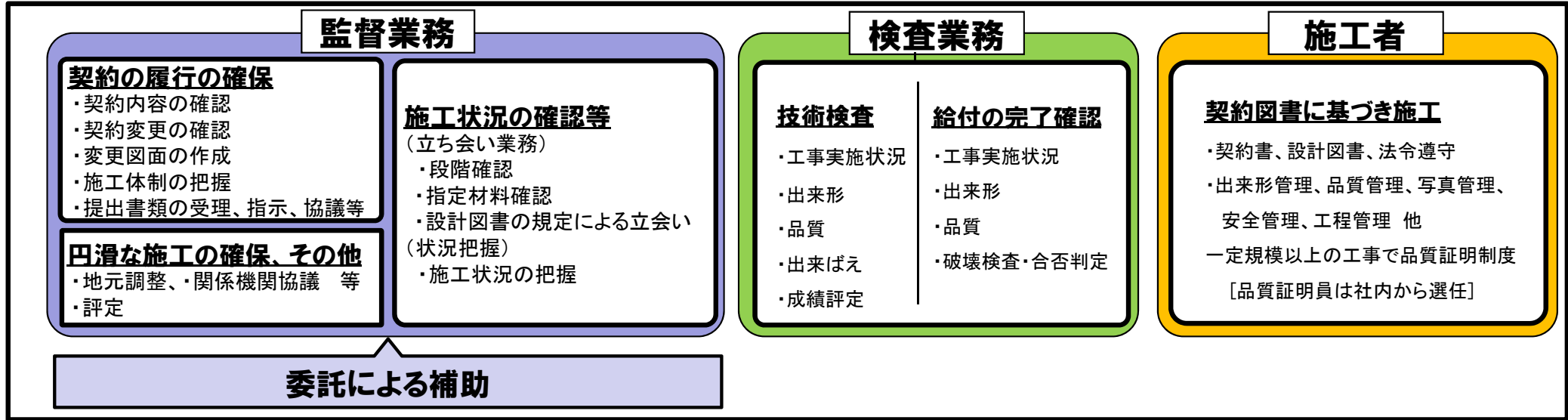
(制度の新設)

- 地域維持型建設共同企業体

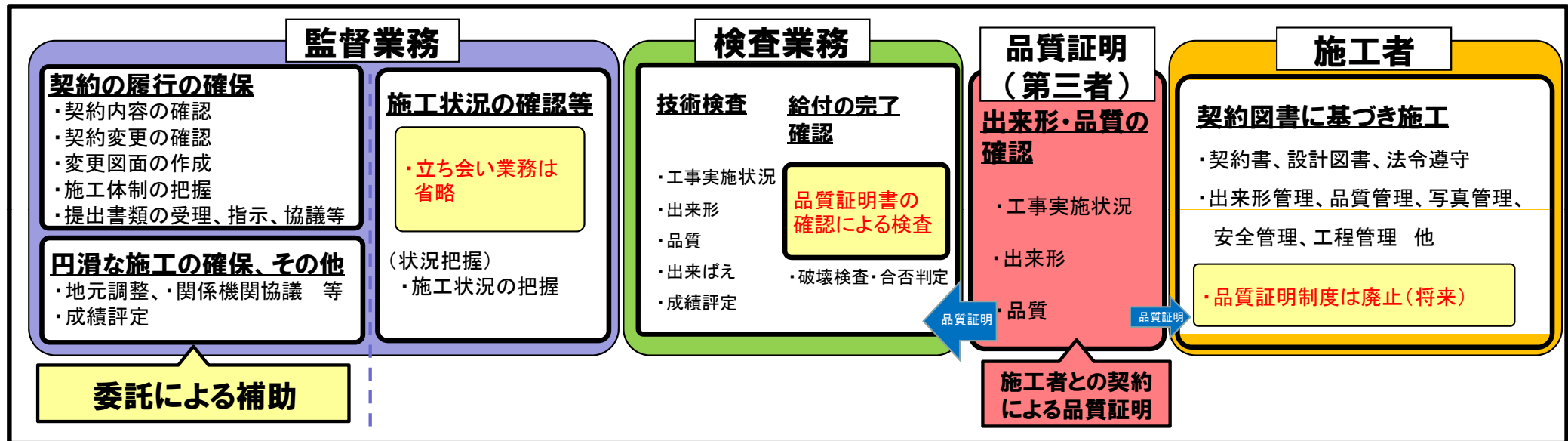
地域維持型建設共同企業体 (共同企業体運用準則(H23.11.11)、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて(H23.12.9))

- ① 性格 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)
- ③ 構成員(数、組合せ、資格)
 - ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数(当面は10社を上限)
 - ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
 - ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

I. 現行の体制と業務内容

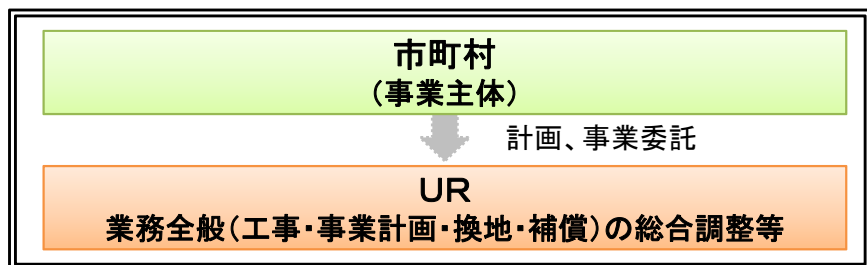


II. 施工者と契約した第三者による品質証明の導入



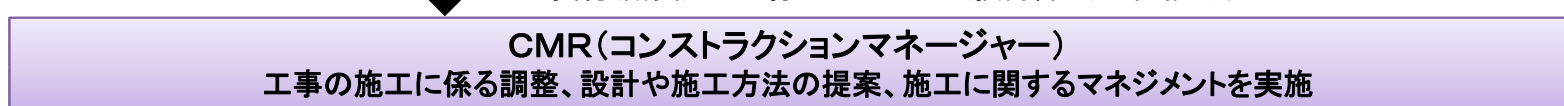
【メリット】

- 市町村(UR)は、1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能
 - 個別地区の発注、個別地区間の調整などの本来発注者が行うべき業務をCMRが実施。
- 民間の知恵を生かして復興まちづくり事業のスピードアップ
 - 調査・設計と工事施工を一括で1つの発注とすることで、設計のできた所から施工を開始することが可能。
- 建設業者等の選定において地元企業の優先活用が可能
 - 市町村の意向を踏まえた一定の優先条件(女川町の例:①女川町内に本店②宮城県東部土木事務所管内に本店、③宮城県内に本店)に従って下請建設業者を選定し、承認を得た上で、契約。
 - 活用可能な地元企業がない場合には、市町村の了承の上でゼネコンの全国的な調達力を活用し、事業を滞らせることなく進めることが可能。
- 地元下請建設業者等に対する支払いを透明化し、下請へのしわ寄せの防止が可能
 - 市町村(UR)とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト(業務原価)とコストに一定割合(10%程度を目安)を乗じたフィー(報酬)を加えた額を支払い。
 - CMRから施工企業への支払い額(コスト)を市町村(UR)に対し、開示し、それを第三者・URがチェックする方式(オープンブック方式)を採用。



| | |
|----------------------|-----------------|
| ○ 宮城県女川町(中心市街地、離半島部) | 契約者決定 H24.10.11 |
| ○ 宮城県東松島市(野蒜地区) | 契約者決定 H24.10.23 |
| ○ 岩手県陸前高田市(高田、今泉地区) | 契約者決定 H24.12.3 |
| ○ 岩手県山田町(織笠、山田地区) | 公募開始 H24.12.27 |

CM契約(請負)・・・公募プロポーザル(技術審査)+価格交渉



大規模な土木工事の実績を有する事業者を想定。

